

一般財団法人工業所有権協力センター

女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 当財団の課題

- (1) 女性の管理職が少ない。
(令和3年3月1日現在で就業規程に規定する職員の管理職49名中3名(6.12%))
- (2) 男性の育児休業取得が少ない。

3. 目標

目標1： 女性の管理職を現在の3人から4人以上に増加させる。

<取組>

- 令和3年4月～ 昇任後の階層別研修の実施等キャリア形成を支援する。

目標2： 男女ともに育児休業の取得を推進し、男性は1人以上育児休業を取得する。

<取組>

- 令和3年4月～ 配偶者が出産した男性職員に育児休業取得に関する制度を周知する。